

引上げ分の地方消費税が充てられる社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 257,213 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 1,668,060 千円

(単位:千円)

社会保障施策経費		経費	特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	障がい者福祉施策経費	471,653	331,613	0	0	39,743	100,297
	高齢者福祉施策経費	37,700	0	0	0	10,699	27,001
	児童福祉施策経費	323,466	263,624	0	0	16,983	42,859
	小計	832,819	595,237	0	0	67,425	170,157
社会保険	国民健康保険施策経費	111,853	65,854	0	0	13,055	32,944
	後期高齢者医療保険施策経費	253,206	38,111	0	0	61,044	154,051
	介護保険施策経費	197,413	0	0	0	56,026	141,387
	小計	562,472	103,965	0	0	130,125	328,382
保健衛生	疾病予防施策経費	44,097	0	0	0	12,515	31,582
	健康診査施策経費	22,128	1,326	0	0	5,904	14,898
	医療施策に係る事業	206,544	61,215	0	0	41,244	104,085
	小計	272,769	62,541	0	0	59,663	150,565
合計		1,668,060	761,743	0	0	257,213	649,104

※平成26年4月より消費税率が5%から8%に改定され、令和元年10月からは10%に改定されています。これに伴い増加した税収は、「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。